

令和3年度消費生活用製品安全法の規制対象品試買テスト結果の概要

令和5年8月
経済産業省
製品安全課

1. はじめに

消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号、以下「法」という。）は、同法で指定する品目（以下「特定製品」という。）について、製造又は輸入の事業を国内で行う者（以下「届出事業者」という。）が自らの責任で経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令（昭和49年省令第18号）に規定する技術上の基準（以下「技術基準」という。）に適合させることを義務付けています。そのうえで、届出事業者はこうした法的義務を果たしたことを示すため、当該特定製品にPSCマーク¹を表示し、当該届出事業者等が販売することができます。

規制当局として、届出事業者等が法的義務を適切に履行しているか確認するため、毎年、市場で流通している特定製品を購入し、「試買テスト」を行っています。

試買テストにおいて発覚した違反が疑われる製品については、当該製品を製造又は輸入した事業者にもその旨を通知し、事実関係の調査等を実施したうえで必要と判断された事案に対して、当該事業者等において適切に是正して再発防止対策を講ずるよう指導しています。

結果の公表は、情報を広く共有化することによって、類似事案の未然防止を図るなど、届出事業者等における自主的な安全確保活動の向上を促進するために行うものです。

2. 試買テストの調査項目

①法第11条に基づく技術基準への適合確認

試買した特定製品が技術基準に適合しているかを確認しています。

②法第13条に基づく表示の確認

試買した特定製品にPSCマークが表示されているかを確認しています。

¹ PSCマーク：特別特定用品 、特別特定製品以外の特定製品 

3. 試買テストの結果

(1) 試買テストの対象

令和3年度の試買テストは、合計4品目、39機種に対して行いました。

品目	機種数
乗車用ヘルメット	20機種
乳幼児用ベッド	5機種
登山用ロープ	5機種
携帯用レーザー応用装置	11機種

*携帯用レーザー応用装置に該当するか否かを調査した品目を含む。

(2) 試買テスト結果の概要

39機種中24機種について、不適合が確認されました。

品目	機種数	うち技術基準 への不適合	うち表示の不 適合
乗車用ヘルメット	16機種	16機種	9機種
乳幼児用ベッド	1機種	1機種	1機種
登山用ロープ	2機種	2機種	2機種
携帯用レーザー応用装置	5機種	5機種	5機種

4. 技術基準に適合しない事案が確認されたものに対する対応

今回の試買テストで確認された不適合事案については、管轄する経済産業局等が届出事業者等にその内容を通知し、事実等に関する確認を行い、必要に応じて是正のための改善指導等を行っております。

再発防止のための対策が適切に行われているか、法令遵守状況についてフォローアップも行うこととしています。

※技術基準等に不適合が確認された事案の概要は以下リンク先で参照できます。

[\(別添資料\) 不適合が確認された事案の概要](#)